

平成20年12月1日
北海道財務局

有限会社石川経済研究所に対する行政処分について

1. 有限会社石川経済研究所（以下「当社」という。）に対して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めたところ、以下の法令違反行為が認められた。

○ 営業保証金の未供託

当社は、平成2年6月に有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号。以下「旧投資顧問業法」という。）第4条に基づく投資顧問業の登録を受けた際、金融機関との間で同法第10条第3項に基づく営業保証金に代わる支払保証委託契約を締結していた。

当局が平成20年10月9日付で当社に対して法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めたところ、同支払保証委託契約について、契約を解除する場合は当局の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに平成3年7月5日に契約を解除し、以降営業保証金の供託又はこれに代わる支払保証委託契約の締結が行われなかったまま投資顧問業を行っていたことが判明した。

当社が行った上記の行為は、旧投資顧問業法第10条第1項及び法第31条の2第1項に違反する行為であり、法第52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、法第52条第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

○ 登録取消し

北海道財務局長（金商）第5号（平成19年9月30日）の登録を取り消す。

連絡・問い合わせ先
北海道財務局 理財部金融監督第3課
011-709-2311
内線4313、4316